

鮎川保育所三者協議会（第4回）会議録

1 日 時

平成26年2月1日（土） 午前10時10分～午前12時10分

2 場 所

鮎川保育所

3 出席者

- ・ 鮎川保育所保護者
会長 他27名
- ・ 社会福祉法人 山善福社会
理事長 他3名
- ・ 保育幼稚園課
中井課長・小西参事・佐々木係長・村田指導主事・窪田所長

4 案件

（市） 皆さま、改めまして、おはようございます。

本日は、公・私、何かとお忙しい中、三者協議会にご出席いただきまして、ありがとうございます。

それでは、早速でございますが、これより、第4回 鮎川保育所の三者協議会を始めさせていただきたいと思っております。

それでは、これより、議事進行については、三者協議会の議長であります、中井保育幼稚園課長をお願いいたします。

（議長） 皆さま、おはようございます。

本日も、よろしくをお願いいたします。

着席させていただいて、進めさせていただきます。

それでは、案件の1つ目でございます。前回の三者協議会の中で、少し、ご質問のございました「スロープ、ログハウス、ペンキ塗装について」説明をさせていただきたいというふうに思います。

それでは、市の方から、前回、スロープの部分と、ログハウス、それから、ペンキ塗装についてご質問いただいておりますので、一定、こちらの方で、調査なり、修繕なり、させていただきましか所もでございますので、それをご説明させていただきます。

（市） では、まず、スロープについて、ご説明させていただきます。

市内の工務店に、去年の11月に、現況の方を確認してもらって
まして、鮎川保育所の現状のシートについては、保育所のスロープ
としては、一般的な仕様だというふうに言われています。

今は、ノンスリップ仕様のシートを敷いてあるのですが、
他の保育所では、どんなものがあるかと言いますと、例えば、磁器
タイルを使用していたりとか、あと、ノンスリップテープを等間隔
で貼り付けるといった施工方法もあるのですが、一つは、磁器
タイルの場合ですが、滑り止めの効果というのはあるのですが、
ただ、かなり凹凸、ボコボコしているので、実際に、避難者、子
どもを乗せて降りて行くときにガタガタして、逆に、移動するとき
には、かえって、時間がかかるのではないかということが、業者の方
から言われています。

もう一つ、シートに、ノンスリップテープを等間隔に貼り付ける
という方法もあるのですが、それも、子どもが歩く際などは、
滑り止めが効きすぎて、かえって、つんのめってしまう恐れがある
ということで、それは、危ないのではないかということを知っています。

最終的には、現状の形が、一番、良いのではないかということで、
聞いておりますので、こういった点を踏まえまして、現状としては、
スロープのシートを変更するという事は考えておりませんので、
よろしくお願いします。

(保護者) 変更しないのではなく、新たに、張替えてもらいたいというふう
なお願いをしたのですが、それが出来ないということですよ
ね。

(市) そうですね、前回、施工したのが、前回の会議にもあるのですが、
施工から数年経っている状態で、まだ、使用に耐えられる範囲だと
考えていますので、張替えについては。

(保護者) それは、耐久年数であって、実際に、その人が、ハイヒールを履
いて、20kgの子どもを抱いた状態で、歩いた訳ではないですよ
ね。

保護者が転びそうになった状態としては、「子どもを抱いていて、
滑りやすい靴を履いていた、だから、滑りやすいのですけど」つ
て言ったけど、その状態を再現することなく、普通の靴を履いて、普
通に業者の人が歩いて、滑らなかったから大丈夫ですって言ったの
ですよ。

(市) その避難のときを想定することになってくるかと思うのですが、
子どもがそのまま、降りて行ったりであるとか、子どもをカートに

乗せて、押して行ったりだとかということを想定すると、現状の形というのが、一番…。

(保護者) だから張替えもしないということですよ。

耐久年数が、まだ、いけるからということで、だから、もし、4月以降に、法人さんに移行してから、保護者が、もし、なんらかの形で転んだ場合は、法人さんの方で、保護者が怪我した分と、仕事を休んだ分を補償してもらったらいいということですよ。

(市) 参観ですかね、その雨の日などに、自転車を押して、今回、2階の方に上げていただいたという事例があるのですけれども、今回は、雨が降っていたということと、重たい自転車なので、確かに、力を入れて、踏ん張れば、ズルッと滑ってしまう恐れがあると思うのですが、確かに、それは、改善(自転車の置き場のこと)しないといけないことだと考えております。そもそも、その傾斜地で、重たい自転車を押していただいたということ自体が、こちらの方としては。

(保護者) 異常事態は、走りますよね、子どもたちが。

雨だから、避難しない訳じゃ、ありませんよね。

それでも、張替えないということですよ。はい。分かりました。

(市) その耐久年数がきていないから替えないということではなくて、専門業者の方に確認させていただいて、確かに、滑ってしまったという事例は、お聞きしているのですけれども、今、佐々木からご説明させていただいたように、何か、テープを貼ってしまうとかということにしてしまうと、避難のときに、つんのめってしまうと、子どもたちが危ない状況になる可能性があるということをお聞きしていますので。

(保護者) 替えないのですよね、結構ですよ。

(市) 次の説明に移ってよろしいですか。

(保護者) はい。

(市) ログハウスにつきましては、1月21日に、修繕の方が完了しています。

次に、ペンキにつきましては、塗装をするということで、塗装の剥げているところを塗装、まだ施工は済んでいないですが、8日か、15日の土曜ということで調整していますので、8日か15日ということになります。以上です。

(議長) そうしましたら、スロープ、ログハウス、ペンキ塗装について、一定、ご説明をさせていただきましたが、何か、ご質問、ご意見等がございましたら、お伺いさせていただきたいと思っております。

(保護者) 特になし。

(議長) それでは、2つ目の案件に進めさせていただきたいと思います。

2つ目の案件「合同保育について」担当の方から、ご説明をさせていただきます。

(市) それでは、すみません。座らせていただきながら、ご説明させていただきます。

まず、はじめに、合同保育の実施にあたりましては、平成25年12月12日付けで、山善福社会さんと市の方で、「合同保育費用負担等に関する契約書」を締結しております。

また、この契約書において、合同保育における引継内容を報告していただくということにしておりまして、これまでの引継内容をご報告いただいております。

この報告書に基づきまして、これまでの合同保育における引継保育の内容と申しますか、概要をご報告させていただきたいと思っております。

まず、0歳児につきましては、「クラスの1日の流れを把握すること」、また、「子どもの名前と顔を覚えること」、さらには、「子どもとの関わり方を知ること」を、まず「ねらい」として、合同保育を実施していただいております。

この「ねらい」につきましては、1歳児、2歳児も、ほぼ同様でございまして、3歳児や4歳児になりますと、これらの「ねらい」に加えまして、「子どもとの関わりの中で、個々の子どもの様子(特徴や性格の部分になります。)'を知ること」、また、全ての歳児において、「積極的にコミュニケーションを取ること」など、しっかりと「ねらい」を持って、引き継ぎをしていただいております。

また、0歳児の具体的な引継内容でございまして、その主な内容をご報告させていただきますと、まず、「個人ノートなどを通して、職員(保育士)間で引き継ぎや確認を細かく行い情報共有していること」でありますとか、「午睡中に、子どもたち一人ひとりの検温、また、入眠したときの体勢の記録を行っていること」など、鮎川保育所で実践をしております内容を、しっかりと見ていただいているという状況です。

さらに、0歳児において、個別に配慮している引継内容といたしましては、保護者の方からの、朝の申し送りや、個人ノートを読みまして、一人ひとりの状況に応じ、丁寧に視診(目で確認)していることや、子どもの機嫌を観察していることのほか、アレルギー対

応などについても、適切な対応、配慮していることなどを、適切かつ的確に、引き継いでいただいております。

なお、今、「何々していること」というような表現で報告させていただいていますが、法人が運営されている保育園でも実践されていることです。決して、初めて、そのようなやり方を知ったという意味ではございませんので、誤解なさらず、ご理解いただきますよう、お願いいたします。

あくまでも、鮎川保育所で実践している内容を的確にご報告いただいているというものでございますので、よろしくお願いいたします。

また、例えば、アレルギー対応などについては、全ての子どもたちに関することとございまして、今、0歳児の引き継ぎの中でご報告させていただきましたけれども、全ての子どもたちに関わるもので、重複する項目につきましては、他の歳児のところで、これから、引き継ぎ内容をご報告させていただきますが、できる限り、多くの引き継ぎ内容をお伝えしたいと考えておりますので、割愛させていただきますけれども、ご了承くださいますよう、お願いいたします。

したがって、歳児別に、ご報告させていただく内容の中に、アレルギー対応の報告がなかったとしても、決して、引継ぎをしていないということではございませんので、ご理解いただきますよう、お願いいたします。

それでは、次に、1歳児の具体的な引継内容でございます。

「担当の保育士一人ひとりに細かく担当を振り分けており、連携が上手くとれていること」や「活動ごとに水分補給や視診を丁寧に行い、一人ひとりの健康状態を把握していること」、さらに、製作活動がございまして、製作が、先に終了した子どもがいれば、場所を変えて遊べるようにし、また、製作している子どもの集中が持続するようにしていること」など、鮎川保育所で実践している保育をしっかりと見ていただいているという状況です。

また、1歳児において、個別に配慮している引継内容といたしましては、「移動の際に、階段で危険がないように援助していること」でありますとか、「午睡時に、眠れない子どもには、個別の対応（個別のスペースを設け）を行っており、安心して入眠できるようにしていること」など、保育士が実践している子どもたちへの配慮についても、しっかりと見ていただいている状況です。

(保護者) それを書いたのは、誰が書いたのですか。公立の保育士さんが書

いたのですか。

(市) これは、報告書というのがあります。

(保護者) 法人さんが書いている訳じゃないのですか。

(市) 法人さんに書いていただいているものです。

それを、法人さんの園長先生にも見ていただいて、また、鮎川の所長にも見ていただいて、市の方に報告していただいています。

(保護者) そういう内容が、0、1、2、3、4と、続く感じでの報告ですか。いらぬです。

私立の場合は、スイミングをやったり、サッカーをやったりして、レクレーションしている時間というのが少ないと思うのですよ。

だから、公立の場合は、レクレーションする時間が多いので、全く違うと思うのです。

その部分を、どれだけ違いましたよってというような感じで教えていただいた方がいいと思うので、法人さんが感じた部分で教えてもらっていいですか。

ここが、大きく違いましたよとか、こういうところがビックリしましたよというふうな報告の方が、こちらとしては、そんなことを聞いてもイマイチ実にならない。そんなものを求めていないです。

それだったら、法人さんが書いている保育日誌を、毎回、出席したら書かれますよね。その、もっと、大事な部分を教えてくれるのだったらいいけど、私たちは、0歳から入れているから、大体、どんなことをしているか、分かりますし。

(市) それを今、合同保育というのは、今、鮎川でやっている保育というのを、実践というか、見ていただいているというのが基本になってくるので、そこを、法人さんがやっている保育と違うところは、確かに、あるかも知れないですけど、ただ、それを引き継いでいただくということにしているんで、しっかりと今、やっている保育というものを、皆さんにお知らせをさせていただいて、それをしっかりと見ていただいていますよという報告が必要かなということまで報告をさせていただいています。

(保護者) いますか。

(市) いいですか。

(保護者) だって、分かりますしね。いますか？

(保護者) いらぬです。

法人さんの口から、教えていただきたいです。

(市) その違いですか？

(保護者) 違いというか、「ここは、見ていて、大きく違うので、この中で引き継ぎますとか」、その部分が知りたいので、法人さんの口から、よろしくをお願いします。

(市) 基本は、引き継いでいただくということになりますので、違いを報告した方がいいですか。違いとなると、それを引き継いでいただくので。

(議長) 今、一定、ご用意させてもらっていたことを、ご報告させてもらおうと思ったのですが、ご意見もいただいておりますので、法人さんの方も、今、聞かれて、どのようにご報告されるか、分かりませぬけれども、実際に入られていますので、感じられたことも含めて、公立と私立の違いで、こういったことを感じましたとかということがあれば、ご報告いただければと思いますが、よろしいでしょうか。

(法人) 順番に報告させていただきます。

私は、ここの園長を引き継ぐということですので、全体を見させていだいたり、各クラスに、時間単位で入らせていだいたりというふうなことをさせてもらっています。

現状、山善福社会の茨木山水学園で、子どもたちと一緒にやっていることと、こちらの保育所でされていることの、大きな違い、子どもたちと関わる違いというのは、ありません。

ただ、私だけが感じた感想では、いかどうかは分かりませんが、私個人ですので、私は、子どもたちとスキンシップを沢山、取りたいのです。

「おはよう」って来たときに、子どもたちと「ポンポンポン（触れ合うこと）」としたりとか、遊ぶときに、常に、遊び始めに子どもたちに触れるとか、「今日、一緒にあそぼうね」とか、「さよなら」するときにも、まだ、名前とお顔が一致しないですけども、子どもたちが来てくれたときに、視線を下げて、「今日、楽しく遊べたね、ありがとう、さようなら」って言って、やっぱり、触ってあげたいのですよね。「さようなら」、「また、明日ね」とか、何て言うのですかね、過度に触るとかではないのです。

「子どもと触れ合う」、「スキンシップをする」というところの違いは、少し、感じました。

それ以外は、保育士さん、とても明るい先生ばかりいらっしゃいますので、そういったところは、本当に、同じだなと思います。

現在、山水学園の方では、英語であったりとか、サッカーであつ

たりとか、そういったことをしているのですけれども、その時間帯というのは、こちらの方であれば、遊びであったりとか、お散歩に行かれたりだとかしています。

その辺は、少し、違うと思うのですけれども、本当に、大きく違うという点は、ないんじゃないかなって、今のところ、そう思っています。

遊びもすごく大切にしていることが分かりましたし、お子さん一人ひとりが、遊ぶにあたって、その遊びを、どう遊び込むか、どう集中して遊ぶかっていうのを、とても大切にされているということが分かりました。

なので、一つの遊びをする場合も、色んな遊びが広がる中で、遊びがあっち、こっちに行かない。一つ、自分が決めた遊びを、じっくりと取り組む。そうさせてあげるには、保育士が、どのような言葉掛けをするか、まわりの環境をどう設定してあげるかっていうのを、今回、鮎川保育所に来て、とても、重要にされていることが分かりましたので、それは遊びを通じて、やってあげたいなと思うことです。

本当に、お子さんたちは、とても、かわいいですので、日々、まだ、そういった感じで、把握させていただいているというところで、です。ですので、大きく違うというは。

(保護者) 聞いてもいいですか。

スキンシップについては、多くとっている、西川先生以外の保育士も多く取るようにしていただいているのですか、西川先生だけですか。

(法人) いえ、私がしますので、職員もしますよね。

園長の立ち振る舞いだったりとか、それを見て、職員は学んでいきますし、そこは、私もすごく大切にしているところですので、職員には、伝えるようにしています。ですので、男性保育士です。お父様の方から、ちょっと膝に、座る機会が、お嬢さんですと、ちょっと座る回数を減らしてもらっていいとか、言われる感じなのですが、それは、すごく大切にしたいと思っているところなので、すけれども。

(保護者) 保育園だと、英語とか、サッカーをしているので、公立みたいに、工作をしたりとかっていう、保育士が、明日、何しようというレクリエーションを毎日、考えないといけないと思うのですよ。公立の場合はね。そこは、大変だけれども、保育園になると明日、何しよ

うって、明日は、サッカーするから、午前中、何も考えなくてもいい、明後日は、英語するから何も考えなくてもいい、じゃ、サッカーと英語しているし、スイミングもしている、だから、5日中、サッカー、スイミング、英語をしているから、あと2日分だけ、レクリエーションを考えたらいいところを、公立を引き継ぐことになると、その今まで、サッカー、英語、スイミングで、何も考えなくて良かった部分が、考えなくてはいけなくなるでしょ。そこが、多分、300日になると、そこは、いけそうな感じなのですかね。

(法 人) 3歳児の英語だと、3歳児の子どもたちが、英語を楽しめる時間というのは、15分くらいです。ですので、1日の中で、15分は英語の遊び（触れ合い）をします。それ以外の時間というのは、給食を食べるまでだったりだとか、お昼寝する間というのは、本当に、一緒ですので、遊んだりとかしていますので、活動が、午前中を全部使うとか、そういったふうには組んでいませんので、今は、現状、15分を配分しますけれども、その15分をどうしていくかというのは、考えるべきことだと思うのですけど。

(保護者) 3歳は、15分ですけど、4歳、5歳は。

(法 人) 4歳、5歳は、段々、時間が増えてきますけど、お給食の時間が遅くなりますので、結局、同じ時間分だけは、遊べるような仕組みを作っているのですけれども。

(保護者) 公立の場合は、大体、9時から11時半までじゃないですか。2時間半のうち、4・5歳は、何時くらいから英語をされるのですか。

(法 人) 4歳は、30分。

(保護者) 4歳は、30分で、あと2時間は、同じように、レクリエーションをなさっているのですか。

(法 人) お給食の時間も、11時半からではないです。

年長さんは、12時から始まりますので、45分、英語の先生が来ていただきますので、その15分は、3歳児です。それ以外は、普通の活動をしているのです。4歳児。という感じになっているのですけれども。

(保護者) 12時からお昼ご飯をして、お昼寝が1時なのですか。

(法 人) 夏場とか、やっぱり、疲れる時期については、午睡するのですけれども、今の時期は、午睡をしていませんので、その活動によって。

(保護者) 春は、しますよね、4月は。

(法 人) 山水学園の方では、していません。

おとのは学園の方では、しています。

ここでは、させていただきます。

お正月明けとかも、一週間くらいは、先生も、午睡しようとか、ここで、おっしゃっていたりだとか、それ以外の時間は、ちょっと、お部屋の方のカーテンを閉められて、机の方で、ちょっとゆっくりされていますので、そういうところは、引継ぎたいと考えていますけれども。

(市) 何をするのも、保育というのは、目標を掲げているのです。

鮎川でも、そうですし、山善さんでも、そうだと思います。

子どもの保育目標というのがありますので、前に、合同保育で、どのようなことをしますということで。

(保護者) 感じたことは、違うと思うのですよ。

(市) 例えば、養護とか、教育とかがあって、組み立てというか、これをするから、あとは、子どもたちに何もしなくていいよということは無いので、そこだけは、ちょっと、ご理解をいただければと思います。

(保護者) ただ、見て違う部分は、あると思うので、1か月、何か、感じた部分があると思うので、何か、教えていただければ、ありがたいです。

(議長) 今、保育の中身の部分は、園長先生の方からお話いただきましたので、あとは、個人で感じられた部分もあると思うので、そういう部分も教えて欲しいというご要望だと思いますので、少し、簡単に、そういう部分をお願いできますか。

(法人) 今、園長の方からもあったのですけれども、子どもとの関わりにおいては、日々、子どもと接する中で、初めは、子どもの方も、少し、男性ということで、人見知りしてしまう子もいたのですけれど、1週間、同じクラスに入らせていただく中で、少しずつ、子どもたちも慣れてきてくれて、今週は、4歳児クラスさん(きりん組)の方に入らせてもらったのですけれど、すごく、人見知りすることも少なく、「遊ぼう、遊ぼう」と、子どもの方からも言ってくれたので、楽しく、子どもたちと関わることはできています。

行事であったりとか、お誕生日会、保護者の方が来られたりとか、そういった、ちょっと、違いはあるのですけど、そこは、合同保育に入らせていただく中で、しっかりと引継ぎの方をさせていただいて、あとは、日々の遊びであったりとか、お散歩に行かれたりとか、外に出てドッジボールをしたり、鉄棒をしたりということも、すごい、体を動かしているのです、そういったところも、今後、自分の方

でもやっていきたいなと思っています。

(法人) 私も、保育の内容であったりとか、子どもたちへの関わり方であったりというのは、公立であっても、私立であっても、そんなに大きく変わりはないのではないかなというのが、1週間ずつなのですけど。

(保護者) 3日ずつですよ。

(法人) はい、3日ずつの中で、見せていただいている中では、大きく変わらないのではないかなというのは感じています。

運動会とか、発表会とか、見せていただいて、子どもたちが、すごく生き生きと、自分のことを、しっかり発表している姿を見せていただいて、普段の保育って、どういうふうに先生たちがされているのかなと、すごく興味があって、実際、入らせていただいて、日々の保育の中で、自分のことを、しっかり言える、自分の思いを自分の口でしっかり発言するという機会を、随所に、生活の中で、盛り込まれていたりとか、ちょっと空いた時間に、そういう発表する時間を入れていたりとかして、こういうところから、自分のことを、しっかり発表したりだとか、自分に自信を持って、そういう時に発表できるようになっていくのかなというのが、この1か月の中で、見えてきたことかなというふうに思っています。

なので、そういうところとかは、決して、法人がやっていないという訳ではないのですけれども、そういう、繋がる部分が見えたりした部分もあったので、そういうところは、この引継期間の間に、しっかり、今、いる先生たちの保育の仕方であったりとか、関わり方であったりとかを、見ていきながら、また、4月から活かしていきたいなというふうに思っています。

(保護者) 保護者から一言いいですか。

合同保育に入っていただいて、保護者の方からは、知らない保護者がいる中で、すごい緊張されたと思うのですが、最初の時に、私たちは、今、来てくれている6名の方を命綱にして、頼りにしているのですが、1日目、2日目の時に、全く、来てくれている法人の保育士さんが、挨拶をしてくれないであるとか、緊張しておられるのもあるのでしょうかけれども、無表情で怖いとかという意見があって、やはり、頼らざるを得ない保育士さんが、全く挨拶もしてくれない、目をそらすということに、すごく、不安を感じたので、とりあえず、西川先生には、挨拶をちゃんとしてほしいというふうには、お願いをさせていただいたのです。

その願いをさせていただいてからは、挨拶をしてくれますというふうな話も聞いているのですが、12月の時に、議事録には載っていないのですけれども、「今は、6人しか挨拶に来られませんけれども、残り5人については、また、写真を掲示します」というふうに、言っておられたと思うのです。

議事録には載っていませんでしたけど。

だから、11人くらいになりますというふうに聞いていたのです。

それが、1月の写真を見ると、写真は6人しかいないし、聞けば、「6人で、ずっと、やっていきますよ」というふうになっていたのですけれども、合同保育士は、ずっと、6人のままですか。

(法人) 今の、合同保育の、全体的な話を踏まえてですけれども、まずは、合同保育で、引継保育士については、市の基準というのは、最低5人というのはあったので、それを1名でも多くして6名ということ考えていますし、それを10名というのは言っていないです。

(保護者) 12月の時に、何故、その人数というのは、たぶん、説明したと思うのです。

過去に、1月から3月に、引き継ぎで来てくれていた先生が、4月になった時点で、いなくなった、辞めてしまって、結局、全く、4月1日で、はじめましてと来た人が、子どもを、全く把握していない状態で、保育をしなくてはいけない状態があったので、代替りの先生を連れてきてほしいというのと、あと、2歳児クラスが2つあり、そうすると、0、1、2、2、3、4で、6人必要ですし、1歳児クラスは、2階から1階に下りる、2クラスになるという部分で、やっぱり、そこにも1人いるので7人、代替りの先生を入れると14人、園長先生を入れると15人いますよねというふうに、言ったのですけれども、11月と12月の議事録には、全く、その記載がなく、私が言っていないことになっているので、もう一度、改めて言わせてもらいますね。

そういう経緯があったので、代替りの先生がいますし、たった6人で、130人を把握しきれないですよ。

1月は週3日しか来ない、2月は週4日しか来ない、3月は早出も遅出も経験しなくてはいけない、その内容を覚えつつも、子どもと、自分の担任クラスを把握しなくてはいけない。

たった6人で、それをできる自信は、あるのですか。

(法人) ですから、元々、いわゆる、民営化を応募するにあたっての引継保育については、市の基準というのが5人だったので、私どもは、

6クラスの部分で6人ということの考え方の中で、1人多めに付けるというところまでは、申込の段階でも書いたのですけれども、11月、12月に、いわゆる、この三者協議会を通じて、仮に、そういうお話があったとしても、代わりの先生として12人をということまでは、実際、考えていないのと、それと、今の民間と公立と、何が違うのかという部分の中で、ちょっと総括をさせていただきましたら、私ども民間は、山水学園は英語もあれば、築40年くらい経って、同じような造りでございますし、広さも、また、豊原は、ちょっとホールが広がったり、おとのはもとという、みんな違いがある中で、私自身が、鮎川保育所に来て、率直に感じましたことは、同じように築40年、山水学園と一緒にだとか、扇風機もという中で、園庭を踏まえて、行事を踏まえて、本当に、この限られた環境の中で、上手に使っています。

先生たちも工夫して、園庭にしても、運動会1つにしても、出し物にしても、席の配列にしても、本当に、工夫するところはしています。

そんな中で、まず、民間と何が違うのかと感じた時には、実際、私どもも40年経って、たぶん、改装も何回もしているということで、環境が変わったり…。

(保護者) ただ、お願いをされていて、議事録には、それに対して、何らかの返事が、全くなかったのですね。

話が長く、結局、明言されてなかったもので、市の方にも、「ここで明言していないから、約束したことにはならないのでは」と言われたのです。

私は、「15人連れて来てくださいと言いました」、それに対して、長い説明があつて、結局は、15人連れてきますよとも、15人連れてきませんよとも、全く返事がなく、「規定人数が5人のところを、6人連れてきているからいいじゃないですか」というふうに言われたのです。

だから、6人のまま、ずっと、1月から3月までいくのか、今後、2月からは週4日になりますけれども、その間に、代わりの先生を入れようと思っておられるのか、そこの返事をいただきたいのです。

(法人) まず、10何人入れてくれとか、代わりの先生をということに関しては、こちらの方で、「はい、分かりました」ということは、一切、言っていないと思います。

(保護者) 言っていないので、そこを明言してくださいとお願いしています。

- (法 人) ですから、それは、できません。
- (保護者) 1月から3月まで、6人で、ずっといくのですね。
- (法 人) ただ、2月10日から1名。
- (保護者) 1名増やして、どこかの先生が来られない時に、入ってもらうのですか。
- (法 人) 最大は6人ですね。
- (保護者) 最大6人しか来られないのですよね。
- (法 人) どこかの先生がいない時（行事などで参加できない場合）というか、そのものが。
- (保護者) 7人入ることが不可能なので、6人しか入れない。
だから、誰か先生がいない時（行事などで参加できない場合）に、ローテーションに入るとい形になるのですね。
- (法 人) そうですね、ただ、代わりとは考えていなくて。
- (保護者) 代わりじゃなくて、足りないのですよ、はっきり言って。
0、1、2、2、3、4なのだから、それに園長が入っているからいいじゃないかという問題ではないと思うのですよ。
そうでしょ、園長はクラス担任じゃないのだから。
足りないのに、たった5人の保育士でやっていく、じゃあ、1歳クラスが2クラスになりました。
そこで、引き継いでいないクラスが、1クラスは1月から3月まで入っています、2歳クラスの1人は、全く引継保育に入っていない、「はい、こんにちは、はじめまして」という状態で、紙面上では引き継いでいるかも知れないけど、子どもに関わるのは初めてですと、そういう状態で、2歳クラスじゃなくて、4歳クラス、5歳クラスになるかも知れない。
それは分からないですけど、そうなっても、自信はあるのですねって聞いているのですよ。
- (市) 合同保育の基本的なところだけ、もう一度、押さえさせていただいてよろしいですか。
- (保護者) 不安を払しょくしていただければ、法人さんとして、1人足りないけれども、全然いけますよと、4月以降も、じゃあ、私たち6人で、全然行けますよという自信を伝えていただきたい。
- (法 人) それであれば、逆に、1人を増やすとか、増やさないとかいうことではなく、逆に、法人に任せさせていただくということで。
- (保護者) 法人に任せられないから、言っているのです。
- (法 人) ですから、人数は、別に、3人であっても、5人であっても、6

人であっても、それは、逆に、人数に関わらず、任せてください。

それが、人数は代わりの先生がいるということを言われたしたら、そしたら、代わりの先生の代わりはどうなるのですかとか、無限大になってくるので。

(保護者) 代わりの先生の代わりではなくて、たった6人で、あと残り15人くらいが入ってきますよね。

その時に、「公立はあんなんでしたよ」、「こんなんでしたよ」と口頭で説明して、見たこともない竜宮城を口頭で説明したところで、あと残りの15人の保育士は、分かりますか。

経験したこともないのですよ。

竜宮城はどこと説明しました、百聞は一見にしかずで、経験してもらわなかったら、公立がどういうものか分からないと思うのですよ。

それを6人で、あと残り15人の保育士さんたちに伝えていって、完璧なものにできますかと言っているのです。

(法人) 私ども、豊原でも、新園をやって、いきなり、4月から、60人から80人くらいの新入園児が、全部入ってきたり、山水でも50人くらい、新入園児が入ってきますので、ですから、そのところは、逆に、あまりにも、想いが強過ぎて、逆に、保育者ではない訳ですから、お母さんも、そのところは、想いは分かるのですけれども、私どもはプロでございますから、そのところは任せていただくということでないと、まず、埋められないと思うのですよ、今の話は。

大丈夫ですかと言われましても、言葉だけでは。

(保護者) 大丈夫ではなくて、自信はありますか。

(法人) ですから、自信があるからこそ、受けさせていただいた訳ですから。

(保護者) 自信があるのは、理事長だけであって、他の6人の方は、きっと、自信がないと思うし、それに対して、1月は週に3日、2月は週に4日、3月は週に6日、それをランダムにやって、それで130人を把握していますって、それで、私は、把握はできないと思うし、それに、たった6人に、重たい責任を乗せて、かわいそうだと思うのですよ。かわいそうじゃないですか。

それで、何かあった時に、引継ぎ体制ができてないからといって、絶対、保護者からクレームがきますよ、6人に対して。

かわいそうじゃないですか。

(市) 基本は、先ほど、園長先生も、大きな違いはないとおっしゃられ

たと思うのです、保育の内容について。

それは、何故かというのは、保育所保育指針というものがあって、保育の内容というのは、公立も私立も、同じこと、一定の基準はクリアしているという状況なのです。

その中で、鮎川保育所が実践している保育というのは、こういうものですというのを、今、引継いでいただいております。

だから、少しの違いはあるかも知れないと、先ほど、ご説明が、各先生からありましたけれども、基本は、同じような内容になっておりますので。

(保護者) それは、私が何度も言いました。

朝、昼、晩、ご飯を食べさせなさい。それが保育指針です。

その保育指針、朝、昼、晩、ご飯を食べさせているからいいじゃないかと言っているのは、じゃ、1つの家は、朝7時に朝食を食べます、もう1つの家は、朝食を10時に食べます。

7時、12時、18時に食べているお家と、10時、15時、20時に食べている家とありました。

でも、朝、昼、晩、ご飯を食べさせているからいいじゃないかと言っているのと同じで、やっぱり、違うと思うのですよ。

言っているのは、ものすごく大きな、アバウトな部分であって、細かい部分ではないと思うのです。

(市) 今、だから、そういうところを、しっかりと見ていただいているのが現状です。

(保護者) だから6人でね。

(市) その6人という合同保育の基準も、過去に、保育士さんがたくさん変わられたりとか、一体、どの保育士さんが引き継ぎをしていただいて、今、入っていただいているのだろうというのが分からなくて、固定された方がいいということが、一番最初の、大きな、保護者の方のご意見でした。

固定されて、そのまま担任になっていただきたい、その方が、しっかりと保育が引き継げるというのが、今までのご意見だったので。

大きいところで、そういうところは、できるだけ、そういう形をしていただきたいということがあったので、まず、固定の、基準の5人というのを決めさせていただきました。

その5人の中で、やはり、今まで、保育所を運営されてきておられる法人さんなので、行事とかが、やはり、元々の保育所の方であ

ったりとか、担任を持っておられたりすることがありますので、その間、行事で抜けてしまうことがあるのです。

それに対応するために、じゃ、その5人の基準を満たしてくださいねということで、お1人、誰か代わりのローテーションの方で、保育士が入っていただくというのがローテの考え方です。

ですので、今、山善さんは、5人の基準なのですけれども、お1人追加をしていただいて、6人という形で入っていただいているのと、3日という基準、プラス、充実していただけたところは、保育士さんが2人とか3人になったりすることはありますけれども、4日目を入れていただいたりして、そこは、しっかりと。

(保護者) そもそも、5人の基準がおかしいですよ。

0、1、2、3、4なのに、5人の基準だったら、そこに園長入っている時点でおかしいですよ。

(市) それも、実は、合同保育を今までされてきた、公立の保育士の方からも、引継保育士の方からも、色々な意見を聞いておきまして、たくさん保育士が、その中に入ってしまうと、子どもたちの保育にとって、ちょっと、支障が。

(保護者) たくさん保育士って、0、1、2、3、4ですから、1クラスずつですよ。

1人足りないと言ってるのです。

(市) ちょっと、支障をきたすという意見も、保育士の方からお聞きしておりますので、そういう基準になったのですけれども。

今回、また1人、2月10日ということで、今、保護者の方からも言っていたように、2歳が2クラスに分かれるので、そこは、基本の保育士さんがおられて、代わりの方が入られることもありますし、基本は、プラスアルファとして考えていただいている部分もありますので、できる限り、そういうふうな対応をしていただけるという提案をしていただいているので。

(保護者) プラスアルファでもないし、最低人数で、0、1、2、2、3、4だったら、6人の保育士がいるし、園長を入れたら、7人だと言っているのに、それを、6人しかいないのに、クリアしていますと言われても、クリアしていませんから。

クラスに対して、保育士が足りませんから。

だから、どこかの2クラスが、「はじめまして、こんにちは」という状態で、紙面上で引継ぎを行って、やっていくのですよね。

(市) 今、できる限りの対応をとということで、全く検討していただいて

いないということではなくて、少し、法人さんの方も検討していただいて、そういう形で対応させていただくということで、皆さんの方に、お伝えをさせていただいているので、ご理解をいただければと思います。

(保護者) 6人しか補助が出ないから、本当は、7人いるところを、6人しかしかおらず、あと1人は、時々入るだけで、完璧には引き継いでいない状態ですね。

(市) 補助金が出ないというのは、予算が、やはり、限られておりますので、その範囲内では、最大限、市の方も、しっかりと、その部分は支援したいというふうに考えておりますので、よろしくお願いたします。

(保護者) 今後、3月までは、6人と、あと1人、入る状態で、7人で3月までいくのですね。

(法人) あと、看護師さんとか、色々入ります。

(保護者) いやいや、保育士です。

クラス担任は、6人なのですよ。園長を除くと、5人だけですね。それで3月までいくと。

(市) そこに、1人。

(保護者) 園長は、クラス担任ではありませんから。5人ですよ。

(市) そうですね、基本はそうです。

もう1人は、ローテーションかも知れないし、もし、来れる時だったら、その辺は、少し、配慮していただけるということで。

(法人) 基本的には、入るということで、2月10日だけ、その者が研修に行きますので、11日が祝日になると思いますので、12日からは。

(市) できるだけ、そういうふうに配慮していただけるということで。

(法人) 今、本当に、おっしゃっておられるように、想いはよく分かるので。

(保護者) 想いじゃなく、引き継いでない人が、4月1日に「こんにちは」と、それで、信頼関係の構築ができるのですか。

(法人) ただ、合同保育については、市の方での考え方が、今までの民営化で、積み重ねたものがあるので、子どもがどうこうということではなく、限られた制約の中で、当然、やっていく訳ですけども、できるだけ、それ以上のプラスということを考えてつもりでさせていただいていても、今、おっしゃっていただいていますように、それだけの差がある訳ですから、そこのところは、頑張るしか

ないと思うのです。

(市) 今、まだ、10月に法人さんが決まって、1月から合同保育が始まっています。

まだ、保護者の皆さまとも、信頼関係と申しますか、そういうところが、まだ、しっかりと構築できていない、今後、積み重ねて構築していくような形になりますので、その辺は、何卒、ご理解をいただけたらと思います。

よろしく申し上げます。

(議長) それでは、お時間の都合もございますので、次の議題の方に進めさせていただきたいと思っております。

次の案件ですけれども、「クラス及び個人懇談について」ということで、させていただきますいております。

これは、保護者の方からのご提案があるというふうに伺っておりますので、まず、ご提案の方をお伺いしたいと思います。

(保護者) 2月の2週目、来週から、クラス懇談が始まります。

それに、担任を決めていただいて、担任予定者が、クラス懇談に入っていただいて、保護者との顔合わせをしていただきたいのです。

ここにいるのは、6クラスの保護者の集まりなので、先生たちと顔を合わせてない者もおりますので、できたら、クラス懇談に、担任予定者を同席していただきたいのですが、それはどうでしょうか。

(法人) 一応、私の中では、配置を決めた者を参加させる予定でいます。

ただ、1名追加で入ってくる者が、現状では、おとのはでは1歳、経験はあるのですけれども、本当に、鮎川保育所の子どもたちにとって、その保育士が、そのクラスに合っているのかどうかというのは、もうちょっと見たいところはあるのですけれども、一応、その予定者も、私が考えているクラスに入れて、私も主任も同席しながら、参加させる予定で入るのですけれども。

(保護者) では、もう、クラス担任は決まっているのですか。

(法人) 予定者ですね。一応、私の中の予定では。

(保護者) 決まっているのですね。

2月からのクラス懇談には、出席していただける。

(法人) はい。

(保護者) あと、3月からの個人懇談はやっていただけると、何度もお聞きしているのですが、それでいいでしょうか。

(法人) はい。

(保護者) その個人懇談をするにあたって、やはり、子どもたちの把握をし

ていなければ、「保護者が、ものすごく心配なことを伝えた」としても、子どもの把握をしていなければ、全くもって、個人懇談の意味をなさないと思うので、2月の3週目から、2週間かけて、担任になるクラスに入り、子どもたちの把握に努める。それで、3月の個人懇談に入ってもらおう、だから、1か月半、2月の中旬から3月一杯の1か月半かけて、子どもの状態と状況の把握と、信頼関係の構築に努めていただきたいのですが、2月の3週目から、クラス担任が自分のクラスに入っていくというふうにしていきたいのですが、どうでしょうか。

(法 人) はい、一応、それで、追加できた分で、新たにシフトを組んでいますので、その予定です。

(保護者) では、1か月半かけて、クラス担任はクラスに入って、ローテーションではなく、やっていただける。

(法 人) はい。

すいません、必ず、その者を入れるようにしますけれども、先ほど言いましたように、本当にそのクラスでいいのかなという見極めはしたいので、幼児さんの2歳と3歳で迷っていたりとかする部分はあるのです、正直に言うと。

(保護者) 2歳と3歳で悩んでおられるのであれば、3歳に入れたらどうですか。

(法 人) 違うのです。

2歳児クラスの担任がいいのか、3歳児クラスの担任がいいのかと考えたりすると、2歳に入れたり、3歳に入れたりとかは、全然いいのですよ、ただ。

(保護者) 2歳、3歳だったら、4歳、5歳に入れるべきではないですか、不慣れだったら。そこから慣れてもらうべきでしょ。

2歳、3歳だったら、まだ、自分の気持ちとかは、上手に表現できないのに、不慣れな人が、2歳、3歳に、ちょっと、今から、自分の表現を上手に出す人を入れるのはどうでしょう。

(法 人) 例えば、2歳と3歳で迷っていたり、3歳と4歳で迷っているところがあります。

(保護者) 迷っているのだったら、大きいクラスに入れてくださいよ。

(法 人) 本当に、大きいクラスでいいのか、そこの3歳のクラスに入れてあげた方がいいのかというのは、私に任せてください。

任せていただいて、クラス懇談会と個人懇談には参加させます。

(保護者) よろしくお願ひします。

もう1つ聞きたいことは、山善福社会には、主任というのが、担任を持たず、全体の把握をする者というふうに聞いているのですけれども、でも、最低人数しか来てないので、主任ですけれども、クラス担任は持ってくれるんですか。

(法 人) はい、持たせます。

(保護者) 山善福社会みたいに、主任は0、1、2、3歳の、何らかの補助的に入るというのではなく。

(法 人) 違います、クラス担任として。

(保護者) クラス担任として、来てくれているのですよね。
山善福社会の考える主任としてではなく。

(法 人) 鮎川保育所の1担任として、入れさせます。

(保護者) 分かりました。

(議 長) それでは、次の案件に移らせていただきたいと思います。
次は、「書類の変更について」ということでございます。

これは、4月以降に、山善福社会さんに運営していただくことに伴いまして、各種提出書類など、一部変更させていただきたいということで、法人さんの方から依頼がございましたので、その説明をさせていただきたいというふうに思います。

それでは、よろしく願いいたします。

(法 人) では、説明させていただきます。

今、考えておりますのは、「児童票」です。

皆さんが、保育所に入所が決まった際に、鮎川保育所の方に提出された書類があるかと思うのです。それを、新たに、山善福社会のものに変更させていただきたいと考えています。

何となくのイメージだけ掴んでいただきたいのです。

現状、ほぼ変わらないと思うのですけれども。

(資料を配布)

基本は、お子さんのお名前と住所、保護者の氏名だったりというのは、現状、変わらないと思うのですけれども、家族構成のところ、同居であったり、別居であったりというところは、保護者さんの意思にお任せしますので。

現状が、こちらになっています。

特に、お母さまや、お家の方々の、保護者の子育て感だったりとか、家庭での様子っていうのを、こちらの方に記入していただくような形になっています。

私たちが把握させていただきたいなと思っておりますので、それ

を、一応、変えたいなと思っています。

あと、個人情報の同意書をいただきたいなと考えています。

これは、現状、このお写真、クラスに掲示されている分を、引き継ぎたいなと考えているのです。

これを、玄関にも貼ってありますよね。それもやりたいのです。

ただ、お子さんの生年月日がここに記載されているのです。

研修会なんかに参加すると、そのお子さんの生年月日というのが、割と、お母さまの銀行口座の暗証番号であったりだとか、そういったことにご利用されている場合が多いので、お子さんの生年月日は、記載を控えた方がいいのではないかとというふうなことを聞いていますので、現在、山善福社会の方では、子どもたちの生年月日が分かるような記載というのは、していないのです。

でも、これを、どうしてするかというのを、窪田先生にお伺いすると、子どもたちの誕生日が、どの保護者にも、どの子どもたちにも分かるように記載して、そのお子さんにあつた時に、みんなで「お誕生日おめでとう」って、みんなで温かく祝ってあげるということを、すごく大切にされているというふうに聞いたので、それはやりたいのです。

ですので、そういった情報が、そこに記載されていますけれども、他に漏らさないでおきましょうって、みんなで気を付けていきましょうっていう意味の同意書を取らせていただきたいなと考えています。

今までは、口頭でされていたと聞いています。

ですので、今回は、口頭ではなくて、文書として残していきたいと考えています。

あと、写真やビデオというのも、行事の際は、保護者さんはお撮りになるかと思うのです。

それも同様で、保護者さんが子どもさんの成長を見るために、お家で楽しまれるというのは、十分、分かっているのですけれども、それ以外のことには、利用しないでおきましょうっていうことの同意書を取らせていただきたいなと考えています。

あとは、給食の食材が変わっていくかと思うのです。

現在、公立保育所の方で利用されている業者の方については、一覧表をいただいて、今後、どこにするかというのは、理事長をはじめ、検討していくかと思うのですけれども、食材の変更に伴って、アレルギーのお子さんであったりだとか、離乳食の食材というのも

変わってきますので、その表を変更させていただきたいなと思っています。

あとは、健康の記録ですね。

今、保護者さんの方と、やり取りしていると思うのですが、その内容も、少し、変更させていただきたいなと考えているので、その書式を変更します。

理由としましては、4月以降は、毎月、お子さんの身長と体重を測っていきたいなと考えています。

それに加えて、学期ごとですね、1学期、2学期、3学期と考えさせていただくと、その学期ごとに、0歳児、1歳児のお子さんに関しては、頭囲を測っていきたいなと思っています。

これは、山善福祉会でも、まだ、取り組んでいないですが、保育指針の方で、お子さんの、乳児期の頭囲を測った方がいいのではないかというような、似たような記載がありますので、新しい取り組みとして、山善でもやっていききたいなということですので、鮎川でもさせていただきたいなと思っています。

あとは、2歳から5歳までの、学期ごとの胸囲を測ります。

ですので、項目が、少し増えていきますので、書式の変更をさせていただきます。

変更する点ばかりで、申し訳ないのですが、実施したいと考えています。

あと、皆さんに相談なのですが、未成年の送迎についてというのを、一番後ろに付けさせていただいています。

基本は、送迎というのは、保護者の方、または、保護者さんが指定というか、お願いをされた未成年ではない方が基本だと考えております。

それが無理な場合は、ファミリーサポートの方にお問い合わせというの、現状、聞いています。

ただ、どうしても、お母さまの急用だったり、ご病気だったり、した際に、送り迎えを、小学校4年生以上の児童の方にお問い合わせしているって聞いています。

この近辺で、私、ここに来るようになって、住宅街で静かなところですが、車の行き来が、ものすごく多いのと、子どもたちが安全に歩ける歩道というのですか、そういうスペースが、すごく少ないなというのは感じているのです。

保護者さんの想いもおありだと思うので、もし、保護者さんも、

どうしようもなくなったときに、小学校4年生以上の方がお迎えに来る場合は、誓約書を取らせていただきたいと思います。

小学校4年生以上の方をOKとさせていただく中でも、やはり、お迎えに来る、対象の児童が、在園の方が0歳児であったりとか、乳児さんのお子さんを、小学校4年生のお兄ちゃん、お姉ちゃんがお迎えに来るといことは、たぶん、現状でもされていないと思うんですけども。

(保護者) いや、されてますよ。

(法人) そうですか。

やっぱり、0歳児のお子さんを、小学校4年生の。

(保護者) 4年生じゃないですけど、小学校6年生で。

(法人) 6年生ですか。

お子さんが、抱いて迎えに来るといのは、ちょっと、検討していただけないかなとは思っているのです。

基本は、自分の身支度が、お子さんなりにできて、お兄ちゃん、お姉ちゃんと、手を繋いで、ご自宅まで安全に帰っていただきたいなという思いがありますので、それを、一度、保護者さんの方に、投げかけたいなと思いました。

在園の方が、年長さんであったりした場合、お迎えOKですよってなった時に、この誓約書を取らせていただきたいと思います。

ただし、私たちも、4月1日から引き継ぐ中で、そのお兄ちゃん、お姉ちゃんのお顔が、やっぱり、分からないのです。

ですので、例えば、そうなる少し前に、もしかしたら、万が一、あるかも知れませんという状態の時に、ちょっと、私の方に、お兄ちゃん、お姉ちゃんを連れて、顔合わせじゃないのですけれども、そういったこともしていただけたらなって思います。

していただいた上でも、もしかしたら、聞くかもしれません、お兄ちゃん、お姉ちゃんに。

「お名前はなに」とか、「今日はどうして来たの」とか、「お母さんに頼まれたの」とか、そういう形で、お聞きする場合もあるかと思うのですけれども、そこは、ちょっと、ご了承いただきたいなと考えています。

ですので、万が一、ある場合は、ある方についてだけ、この誓約書を取らせていただきたいと思います。

(保護者) それは、たぶん、ちょっと、子どもがお迎えに来ている人がたくさんいるので、難しいと思います。

(市) 状況によって、一応、把握していますので、その辺の周知については考えます。

(保護者) それを、まず、4月になる前に、とりあえず、顔を見せてあげてくださいというのは、所長の方から、どうにかしてもらって、言ってもらった方が。

(保護者) その辺は、文書を考えられる前に、お聞きにはなられなかったのですか。所長に、現状、どうされているかというのは、お聞きになられましたか。

(法 人) 現状は、お聞きしました。例えば。

(保護者) 現に、迎えに行ってもらったりしているのですよ。

私の場合は、上の子がいないのですが、いどこに迎えに来てもらっているのですが、この誓約書を見ると、その名前を書かないといけないのですが、甥っ子と姪っ子がいるのですが、実際、どっちが行くか分からないので。

書けば、それで済むのですが、現に、言われたように、おじいちゃん、おばあちゃんは車で待っていて、迎えに行つてと言う、でも、こっちは親じゃないといけないから、祖父母が迎えに行く時は、一応、ノートに名前を、カタカナでは書いているのですよ。

あらかじめ、電話で、迎えに行った時は、いとことか、姪っ子の名前を言うのですね。

それで、誰が何時頃行きますと伝えるのですが、たぶん、もつとされている方は、兄弟には、私が拝見して、いらっしゃるので、たぶん、もし、5年間引き継ぐとかなったら、たぶん、それを、4年生以上の人が迎えに行けると思って、預けている人もいると思うのですね。

公立、ここだったら迎えに行けると思って、ギリギリになって迎えに来ている人がほとんどなので、顔を合わせられるかといったら、それは、ちょっと、難しいのではないかなと。

(法 人) 難しいですか。

(保護者) この人が来ますって、ノートで伝えています。

(法 人) 春休みとか、やっぱり、お母さま方、働いてらっしゃるから、難しいですか。

(保護者) たぶん、普段の時間に迎えに来られる方は、下の子迎えに行つてということは、まず、ないです。

どうしても、仕方がないから行つてと言っているのです、そのお母さんの時間が取れないので、個人に任せられたらいいとは思っているので

すけど、そこは、個人の責任と言ったら、個人の責任なのですけど、名前も聞いておられるし、そういう引継ぎはできているので、顔合わせができるかどうかというのが、疑問です。

(法 人) 難しいですか。

(保護者) 所長も、全員の顔は、お知りにならないですよ。兄弟であれば別ですけれど。

(市) だいたい遅い時間に来るので、本当に、常時の人だったら分かるのですけど、本当に急な場合は、ラストの保育士が、名前を聞いて、きちんと連絡があるのでという旨は、登降所用紙に、常時の人は書くのですけど、書いてない場合が多いので、必要ならば、この2月、3月で聞かせていただかないと、ちょっと、きちんとした引継ぎはちょっとできないかなと、今、聞きながら思っているのですけど。

(保護者) 個人の問題なので難しいのですけど、顔合せできるかといったら、現状、夕方を見ていると、たぶん、そういう人は、朝も忙しくて、夜もギリギリで、仕方なく、走って子どもが迎えに来ているという。

(市) 実際に、毎日、夜遅くまで残ってもらって、見ているという形。

(保護者) それなら、2月以降から、その遅い人を見据えて、遅出出勤をしていただいて、19時までいてもらって、その時に、どの子のお兄ちゃん、お姉ちゃんというふうな把握を、とりあえず、文書で出したらいいと思うのですよ。

4月までに、顔合わせをさせていただきたいと文書を出して、駄目な人がいたら、駄目ですと言いますし、やっぱり、駄目と言われただけでは不安だと思うので、とりあえず、2月以降から、遅出出勤をしていただいて、この子のお兄ちゃんはこの子だという、自分で把握をしていただいたら。

(法 人) そうですね、すいません。

今、会長の方から、良い提案をいただきましたので、私も、そこまで配慮ができてなくて、すいません。

確かにそうですね。

(保護者) 送迎に来た時には、引継保育士さんがいない状況なので、私たちが迎えに行く時は、現状、たぶん、見てもらってないのだろうかと、こっちも不安になりますけど、周りを見ていたら、小さい子が迎えに来ていて大変だなというのもありますけど、仕方ないのだろうかと。

うちのところは、勝手に1人で迎えに行くということではなくて、誰かが外で待っているけど、何かのついでで、迎えに行ってしまうという

こともありますが、顔合わせとなると、どうなのかなと思って。

(法 人) すいません、ちゃんと把握できてなくて。

そしたら、また、19 時まで残る時に、紹介いただくというか、所長さんだったり、遅出の先生から、お名前を聞いたりとかしながら、引き継ぎたいと考えます。

どうしても、また、不安な点がでてきましたら、相談させていただいてよろしいですかね。会長さんとかに、いいですかね。

(保護者) はい。

(法 人) この誓約書を取るということに関しては、よろしいですか。

(保護者) 小学校 6 年生でも、150 cm もないお姉ちゃんが、1 歳の子を抱いて、雨の中を、重たい荷物を持って、傘をさして抱いて帰っていて、でも、その時、見るに見かねて、顔合わせたことがあるから、乗せなさいと言って、乗せて家まで送って帰ったんですよ。

絶対、抱いて帰れないからって言って、大人でも無理だからと言って、その時は、乗せて帰ったけど、でも、そこは、結構、慢性的にそれをやっておられるので、それで責任問われても、スロープでも、怪我して補償とかなったら大変ですし。

(法 人) 分かりました。もう一度検討して、その件につきましては、今、良い提案をいただきましたので、そういうふうにしていきたいとは思いますが、ありがとうございます。

書類の変更は、以上です。

(議 長) 今、一定、お手元の方にお配りをさせていただいているのですが、現状、見ていただいて、現時点で、「この点はどうなりますか」とか、「どういうふうを書くのですか」とか、質問がございましたら、お伺いする時間を、少し、もたせていただきたいと思います。

(保護者) すいません、「児童票」の、「祖父母及び兄弟姉妹の健康状態（死亡原因）」なのですが、これは、死亡原因というのは。

(法 人) ここは、今の、現状の児童票になっていますので。

(保護者) 現状は、どうされているのですか。

(法 人) ご記入されていません、保護者さんが。

(保護者) どういう意図で入れたのですか。

(法 人) 児童票を持って、病院に行くのですよ。
看護師が走って行ったりする時に。

(保護者) 児童に何かあった時にですか。

(法 人) はい、何かあった時に。

そういうときなんか、家族の既往歴とか、祖父母の既往歴とか

は、よくお医者さんの方に聞かれるので、過去に、そういう、欄があったということなんですけれども。

決して、それ以外のことはないのですけれども。

(保護者) この児童票で、例えば、子どもが死んだとしても、ここに、兄弟姉妹の、死んだ子の名前は書かないと思うのですけれども。

(法 人) それは、そういうふうにはなっていないですよ。

(保護者) これは、死んだ子の名前も書いて、死亡原因も書いてというふうにとれるので、死亡原因はいらぬんじゃないですか。

既往歴もいりますか。

既往歴、申し訳ないけど、個人情報じゃないのですか。糖尿病とか書きますか、心筋梗塞とか。

(法 人) 今、言っていたことで、検討できますので、本当に、現状で、書式って、そういったご意見を聞きながら、改定もしていますので、気になることを言っていた方が、逆に。

(保護者) では、4月以降のものは、健康状態のみで、既往歴はなくなる、死亡原因、既往歴の部分はなくなるということでもいいですか。

(法 人) はい。

(市) 両親の既往歴もなくなりますか。

(保護者) 両親の既往歴はいりますか。

子どもを病院に連れて行って、両親や祖父母の既往歴を聞かれたことは、1回もないのですけど。

(法 人) 意外と聞きますよ。

(保護者) 私は聞かれたことないです。子ども3人いますけど。

それは、その子がどういう状態になったのですか。

(法 人) 熱性痙攣です。

(保護者) 熱性痙攣で既往歴聞かれますか？祖父母や両親の、聞かれますか？

(法 人) 聞かれますね。

(保護者) 私、救急車を、何回も呼んだことがありますけど、本人の既往歴は聞かれますけど、兄弟姉妹、血縁者のそこまでは聞かれたことないですよ、救急隊員にも。

(法 人) でも、やっぱり、病状、症状にもよると思います、それは。

(保護者) よっぽどの子で、児童についての病歴に書いているので、そこに書いてもらったらいいのではないですか。

祖父母や兄弟の健康状態を聞かれるのは、嫌ですね。

(法 人) これは、別に、削除は可能なので。

(法 人) もし、そんな必要性に迫られた時は、直接、保護者さんに電話さ

せてもらいますので。他は、大丈夫ですか。

(市) もし、今、見ていただいている、何か、今の様なことがあったら、また、後日でも結構ですので、言っていただければ。

(議長) では、一定、今、ご指摘いただいたところは、また、検討いただくということで、お願いをしたいというふうに思います。

それでは、次の案件に移らせてもらっても、よろしいですか。

お時間の方は、1時間半を回ってしまいましたけれども、もう1つの案件だけ進ませていただいて、終わらせていただきたいと思えます。

それでは、次の案件、「ゆうちょ銀行口座について」ということをございます。

これも、引き続き、法人さんの方から、ご説明をお願いしたいというふうに思います。

(法人) すいません、山善の方からは、(8)までの提案ということで、お時間大丈夫ですか。

(市) (8)まで、ずっと、説明をさせていただくという形で、よろしいでしょうか。

(保護者) はい。

(法人) すいません。

「ゆうちょ銀行口座について」なんですけれども、現在、保育料と主食費を、市の方に振り込まれていると思うのですね。

4月1日から、主食費の方は、山善福祉会の方に、納めていただくというふうになります。

ですので、その主食費の徴収の仕方を、ゆうちょ銀行の方で、口座引き落としをさせていただけないかなという提案なのです。

今、ゆうちょ銀行をお持ちの方は、それでいいかなとは思いますが、すけれども、お持ちでない方、確かに、いらっしゃると思いますので、2月から3月の間に、ご協力いただけないかなと考えています。

この、ゆうちょ銀行での引き落としっていうのは、その主食費と、家庭によって違うかと思うのですけれども、月極めで延長を利用される方は、こちらの口座の方で引き落としをさせていただければと思っております。

毎月、10日と20日が引き落としの日というふうな形になりまして、手数料10円というのは、園の負担になります。

引き落としができない場合は、各自で、振込用紙をお渡しして、各自の負担で、120円かかるのですけれども、していただくという形

になります。

細かい話を言わせていただくと、4月1日から、鮎川保育園になるのです。

4月1日から、山善福社会としての口座を持つことができますので、4月分を先に引き落としということは、できないのです。まず、口座を作らないといけないのです、山善福社会の、鮎川保育園という口座を。

その手続に、3か月程かかるというふうに聞いていますので、それまでの間は、保護者さんに、すごくお手数掛けるかと思うのですけれども、現金徴収の方で、対応させていただきたいと考えています。

もしくは、それが、ちょっと難しいとおっしゃる保護者さんにとったら、6月から口座が開かれますので、4、5、6月分、3か月を、一気にそこで引き落としという形、どちらか2タイプ、選択できるような形にはしていきたいなと思いますので。

もし、口座の開口が難しいという方がいらっしゃったら、また、その方にとって、個別に、現金徴収させていただいたりとかっていう相談は、もちろん、受けさせてもらいますので。

(保護者) ゆうちょ銀行ではなく、みなさん、たぶん、銀行に給料が振り込まれるので、各銀行からの引き落としというのは無理なのですか。

会社とかだったら、自分の持っている口座、違う銀行のところに振り込んでくれたりとかするのですよ。ここの銀行でないといけないということではなく。

(法 人) 市の保育料とかは、そうですもんね。そういうことですよ。

(保護者) ゆうちょ銀行ではなく、自分が今、持っている、振り込まれているところ。

(法 人) 大きい企業とかでしたら、そういうことが可能なのですけれども、口座的には、小さい口座数になるので、いわゆる、振り込みの手数料が、全然違うのですよ、引き落としの手数料が。

だから、逆に、主食費1,000円いただいても、それで、150円も、200円も手数料で取られてしまうのですよ。

ゆうちょ銀行が、一番安いのですよ、ただそれだけなのですよ。

それと、利便性を考えた時には、どこにもゆうちょ銀行はありますので、というところが、一番なのですけれども。

(法 人) 1件10円で、負担していただくのは120円です。

(毎月、10日と20日が引き落としの日で、手数料10円というの

は、園の負担となり、引き落としができない場合は、振込用紙をお渡しして、各自で120円を負担していただく形になる。）

(保護者) それは、わざわざ、ゆうちょ銀行の通帳を持っておられるかも知れませんが、わざわざ、自分の給料を下ろして、ゆうちょ銀行に入れに行かなければいけないという手間が発生するので、それは嫌だと言う人もおられるかも知れませんが、その人に対しては、手渡しでもいいようにしていただいたら、いいと思いますけど。

(法人) ただ、それも、追々は、やっぱり、2か月、3か月という時期はありますけど、ずっと手渡しというのは、たぶん、しんどいと思いますね。

現金管理をするというのは、できないと思います。

(保護者) でも、それは、難しい人もいないですか。

(法人) でも、それは、いわゆる、市が収納しているのと、我々、一般の法人が収納するのでは、収納システムが、全然違うので。

(保護者) それは、5年間、申し訳ないですけど、手渡しでもいいというふうにしてもらわなかったら、今までは、銀行の保育料と一緒に引き落とせたのに、勝手に、市が民営化をして、やっている負担を、保護者にその負担をさせるのは、どうなのでしょうね。

(法人) ですから、あえて、そういう方々がいる時には、その方々との話し合いにはなると思うのですけれども、極力、現金でお預かりするというのは、例えば、どのタイミングでするにしても、保管の問題であったり、受取の問題であったりという部分で、やっぱり、保育士の先生にしてみても、手間は手間になってくると思うのです。

現金も、お金があるかどうか、チェックしないといけませんし。

(保護者) それは、個別対応で、絶対に引き落とししてくださいと言うは困ります。

(法人) もちろん、もちろん、ですから、その協力は、絶対していただくという中で、お願いをしていくということです。

(保護者) お願いをしていただいて、渋々でも、その保護者がしてくれるのであれば、いいと思いますけど。

(法人) そのこのところは、そういう対応はさせていただきたいと思います。

(保護者) とりあえずは、小さい法人だからとかではなくて、協定期間はそういうふうになっているので、なるべくならば、手渡しもOKですよというふうな感じでやってもらえたら、ありがたいと思います。

(法人) 当初は、手渡しで、当然、なると思うのですけれども、極力、協力をしていただくと。

- (保護者) それは、保護者に。
- (法 人) はい。
- (保護者) 振込用紙を渡すというのはやめてくださいね、5年間の場合は、よく考えたら。
- (法 人) 分かりました。
- (保護者) 5年間は、振込用紙を渡して、じゃあ、そこに振り込んでくださいねというのはやめていただいて、6年目からは、振込用紙を渡すのは可能ですけども、5年間の間は、手渡しはOK、振込用紙を渡すのは無理というふうに。
- (法 人) ゆうちょ銀行を利用している方で、引き落としができなかった方についての振込用紙ですよ。
- (保護者) そうですね。
- (法 人) それをやめて、その時は手渡しでやり取りしましょうということですよ。
- (保護者) 5年間の間は。6年目からはしていただくということで、よろしいですか。
- 議事録に載らないので、「はい」とか、「いいえ」とか、すいませんね、言っていませんよとか。
- (法 人) 役所の場合、引き落としができなかった場合は、どうしているのですか。
- (市) 納付書を送付しています。
- (市) 現金は、手渡しです。
- (法 人) それは、手数料はかからないですか。
- (保護者) 手渡しですよ。
- (市) もらって、市に持っていきます。(現金の場合)
- (市) それで、市が振込する形です。
- (法 人) それは、納付書を渡すのではなく。
- (市) 納付書を渡す場合もありますけれども。(保育料)
- (法 人) その納付書は、手数料はかからないのですか。
- (市) かからないです。(指定金融機関として別途契約しているため)
- (法 人) すごいな、いいですね。
- (保護者) そんな、振込用紙で払えと言われたことないです。
よろしくをお願いします。
- (市) それは、毎月のお支払で、支払が遅れた場合などは、また、ちょっと、違いますけれども、取り扱いは。
- (法 人) でも、極力、協力していただいて、そのところは、手渡しで受

けられる分は受けますけれども、手間は手間なので、そのところは、ご協力をお願いします。

(保護者) 仮に、山善福社会で、滞納する保護者がいた場合は、どうしておられるのですか。

(法 人) 滞納の理由によります。

(保護者) 理由が正当でない場合は、やめてもらうとか、何か月滞納したらとか。

(法 人) ですから、その振込用紙で、自分で、手数料も。

(保護者) それでも払わない保護者とか、学校とかいるじゃないですか。給食費を滞納している保護者とか、いるじゃないですか。

(法 人) 現状は、いらっしゃらないので、ただ、先ほど、理事長が言いましたように、色んな事情で難しいという方は、聞いて、振り込みも、やはり、ちょっと、行く手間がないという方に対しては、個別なので。

(保護者) たぶん、山善福社会は、ものすごくお金がかかるので、庶民は入れないというふうに聞いているのですよ。

というか、入ったら、すごく月々の支払いが多くて、近くにあるのだけでも、よう入らないという人がいて、それなりの階級が高い人が入っておられるから、滞納はないと思うのですが、ただ、公立になると、庶民もいるし、色んな事情を抱えている方がいるので、そこは、ちょっと、また、何か月滞納したらやめてもらいますとか、あるのであれば、言っておいてもらった方が。

(法 人) 役所は、どんなふうにしているのですか。

(市) ずっと、そういう、お支払いくださいという督促をさせていただく形になります。

督促させていただいていて、仮に、継続の申請の時には、市役所の方に来てもらわないと、継続申請は、園では受け付けないでくださいという形にさせていただいています。

(保護者) 生活保護の人は、給食費もタダになるのですか。

(市) 今は、1,000円もらっています。

(保護者) 1,000円もらっている。

主食費だけは払っているけれども、保育料は0でやっている。

(法 人) でも、それは、役所と同じようにさせていただきますよ。

今の、そういうことでしたら。

(法 人) 延長料金のことなのですけれども、現在、10枚綴りの分でされているかと思うのですけれども、綴り券ではなくて、月単位の徴収方

法にさせていただきたいなと思っています。

これに関しては、月極めで登録されている方は、主食費と一緒にという分なのですけれども、単発利用の方ですよ、綴りの方というのは。

ですので、その方だけは、現金徴収というふうに考えていて、保護者さんが来られた時に、こちらも記録を取りますし、保護者さんと一緒に、「今日は延長でしたね」というふうなサインを、お互いにしながら、それを月の最後に、こちらで計算させていただきます。

計算させていただいたところに、今月はいくらかかりますというのを表示させていただきますので、その封筒を保護者さんにお渡しする。

保護者さんは、それを、園の方に、直接、現金で持ってきていただくというふうに、変更したいなと考えています。

(保護者) 引き落としが、10日、または、20日ですか。

(法人) ゆうちよの場合は。

(保護者) 10日で徴収できなかった分は、20日に引き落とし。

(法人) 主食費の分、ゆうちよ銀行の分は、そうです。

(保護者) ということは、締めが、1日から31日が締めで、支払が10日。

(法人) 今の、単発の利用の方ですか。

(保護者) 単発の利用の方は。

(法人) 単発の利用の方は、1日から31日までで。

(保護者) で、締めて、引き落としが10日。

(法人) その方については、単発ですので、現金徴収を考えています。

月極めの方は、もう、1か月単位で、今も納めていただいているかと思しますので、その方に関してだけは、変わらないというか、金額の変動がないので、ゆうちよ銀行の方でと。

(保護者) 単発の方は、手渡しですか。

(法人) はい。

(保護者) その意見の受付は、その周知文は、市から出してもらって、それに対しての、何かご意見は、西川先生に。

(市) いえ、市の方に。それで、ちょっと、協議をさせていただいて。

(保護者) メルアドも載せてもらって、電話は嫌かな。

(市) もし、あれでしたら、書いていただけるようにして、それを所長に預けてもらって、もらうという形に、少し、考えます。

(法人) では、「おしりマットの利用（個人持ち物）について」、お話しさせていただきます。

これは、主任の方から説明させていただきますので。

(法 人) おむつマットなのですけれども、現在、ここの鮎川保育所では、おむつ交換の際とか、トイレトレーニングの期間中に、ズボンの上に座って、おむつを履いてらっしゃるとのことだったのですけれども、4月より、おむつマットというものを使用したいと思っています。

どんなものかという、歩行前とか、未満児のお子さまは、寝転んだ状態でおむつ交換という形になりますので、だいたい、33 cmから50 cmくらいの、だいたい、寝転んで、この上にお子さまを乗せて、おむつ交換ができるようなサイズになっているのですけれども、あと、歩行ができるようになったお子さまは、今度は、座っておむつを履く練習をしていくと思いますので、そのお子さまに関しては、これくらい、33 cmくらい、だいたいの大きさなんですけれども、これくらいのものを、この上に座って練習するという形で、使用していきたいなと思っています。

こういう、売っている、既製品のものでも構いませんし、おうちにあるタオルを、だいたい、これくらいの大きさに縫い合わせていただいて、使用していただいても構わないです。

これを、未満児の時に使っていて、今度、歩行ができるようになったら、これを半分に折っていただいて、ちょっと、あれなのですけれども、ここを縫い合わせていただいて、半分にして使ってくださいというのでも構いません。

だいたい、1日1枚使用する、よっぽど汚れない限りは、1日1枚使用して、朝持ってきていただいて、お家に持って帰っていただいてお洗濯という形で、予備を1枚くらい置いていただけたら大丈夫かなというふうに思います。

だいたい、2歳児クラスまでトイレトレーニングも、トイレでパンツを全部脱がずに、脱ぎ下ろしできるようになったお子さまは、もう、使用しないのですけれども、まだ、全部脱いだりとか、まだ、お漏らしがあつたりしたら、パンツを履いたりということがあると思いますので、時期はご相談させていただきながら、進めさせてもらえたらなと思っていますのですけれども。

(保護者) 大きさとかに関しては、既製品でもいいのですよね。

(法 人) はい、大丈夫です。

今、こういう感じのものが売っているとは思うのですけれども、これでも構わないですし、お家にあるタオルでも、全然構いません。

これくらいです。座れるような感じなのですから。

(保護者) 生尻は駄目だけど、パンツを履いていたらいいのですよね。

(法人) どういった状況か、想像できなかつたのですけど。

(保護者) 直に、生のお尻をおくから、それが駄目だけれども、パンツをはいて、トイレ前の段差に座るのはいい、生尻は駄目ということですね。

(法人) はい。次は、「0歳児の個人ノートについて」、また、主任の方から説明させていただきます。

(法人) 個人ノートなのですからけれども、引き継ぎにて、各クラスの記入方法であったり、大きさであったりっていうのを、鮎川保育所の方から教えていただきました。

1歳児から5歳児の個人ノートにつきましては、各家庭で用意していただいているということで、大きさ(もの)であったりとか、内容であったりとかは、そのまま引き継ぎをさせていただきたいと思っております。

0歳児のお子さまの方なのですからけれども、現在、鮎川保育所の方では、こういった、園の方で用意していただいた用紙でされているということなのですからけれども、1歳児以上のお子さまは、ご自分で個人ノートを用意していただいていることですので、0歳児のお子さまも同様に、ご家庭で準備していただくという形にできたらなと考えております。

0歳児の方なのですからけれども、保育指針の方にもありますように、まだまだ、個々の生活リズムの方が違うので、できましたら、24時間を通して、家庭と園で連携を図っていきたいっていうふうに思っておりますので、家庭で、1歳以上のお子さまが使っているのと同じように、ノートを用意していただく場合は、ノートに、24時間の生活リズムが記入できるような形で、保護者の方に記入していただくか、あと、今、山善福祉会の方では、乳児さんは、こういう連絡ノートっていうのを使用してしまして、これも内容は一緒なのですからけれども、ここに生活リズムを書く欄とかがある分もありますので、各家庭で用意していただくか、これ1冊185円で、年間、だいたい2冊から3冊くらいの使用になると思うのですけれども、こちらの方を購入していただくかという選択制の方で、0歳児の方はさせていただきますなと思っております。

記入の仕方(内容)なのですからけれども、今、こちらで使っている方でも、このノートの方でも、睡眠時間、家庭での食事内容、園で

の食事量、便、ミルク、体温、お迎えの時間、お迎えの人、家庭・園での様子と、内容は一緒になっておりますので。

(保護者) この24時間のやつは、0歳のみ。

(法人) はい。

1歳からは、今、されているのと同じような感じです。

(法人) もし、0歳の間之余れば、1歳に上がった時に使っていて、なくなった時点で、従来どおりのノートに移っていただいたらいいなと思っています。

(保護者) 0歳児は、大学ノートに書いてもいいし、これに書いてもいいし、1歳児以降に関しては、今までどおりの大学ノートでもいい。

(法人) はい。

(保護者) そのノートが、1冊180円。

(法人) 185円です。8%の消費税が入って。

(法人) 本体が172円で、4月から上がるということだったので。

(保護者) だから、今までどおりに、大学ノートに書いてもいいし、これを買ってもいいですよというふうに、選択制にいただいたら、何の問題もないと思います。

これを買ってくださいと言うのだったら無理ですけど。

(法人) はい。案件には無いのですけれども、あと2点ほど、提案させていただきたいのです。

1点は、食事前の消毒、手先のアルコール消毒です。

手洗いっていうのは、職員が、必ず付いて、特に、年齢が小さいクラスについては、丁寧に行うというのは、もちろん、基本です。

それは、現状、されていますものを引き継ぎます。

それプラス、やはり、タオルを拭いた後に、どっかの菌が付いたりするのを、より防ぐために、手先の消毒を取り入れたいなと考えています。

対象年齢は、0歳児から5歳児までになります。

乳児さん、年齢が小さくなればなるほど、手で食べるっていうのは当たり前で、主具を使っても、こういうふうに食べますよね、お子さんって。でも、それが、とっても大切ですよね。

それをする時に、手で食べても、より感染を防ぐのに、消毒を用いるっていう意味で、0歳児から使用させていただきたいなと考えています。

これは、給食、おやつ、それから、クッキングなど、食材に触る時なども、それを用います。

もちろん、手に傷があったりだとか、色んな場合が考えられますので、それは個別対応させていただきます。

あと、お机の方も、消毒させていただきたいなと考えています。

これは、大きな消毒ではなくて、皆さん、ご家庭でもお使いの方がいらっしゃるかと思うのですけれども、キッチン用のアルコールの除菌スプレーです。

これは、まず、保育士がお食事の前に、きれいに台拭きで拭きます。その後に、アルコール除菌スプレーを掛けます。これは自然乾燥ですので、その後に、ランチョンマット使用のクラスは、ランチョンマットをその上に敷いていただくというふうなことを行いたいなと思っています。

取り入れさせていただいて、よろしいですか。

(保護者) はい。

(法人) ありがとうございます。

(保護者) アルコールにアレルギーがある子とかもいると思うので、そういうのは、事前にお知らせしてもらって、気を付けていただいからになりますよね。アルコールが駄目だったら違うもので消毒するように、ちゃんと平等に、消毒はさせていただきたいです。するのは良いと思います。

(法人) はい。

アルコールに反応してしまうお子さんに、やわらかいものがあるれば、それで対応しますし、無い場合は、そのお子さんには、きれいに手を洗うようにという形になるかなと思います。でも、極力、探すようにはします。対応するようにしますね。

そういったことは、個人懇談の時とか、これを取り入れる際に、また、保護者さんの方からお知らせいただいたりしながら、対応させていただきます。

私たちの方からは、以上です。

(法人) 市からお便りを出していただく際に、4月1日の入園、進級式も、保護者さん、あるかどうかという形を、たぶん、お話を。

(保護者) そこにも、4月1日に進級式を行いますというのを、一緒に。

(法人) 載せていただけたらと思うのですけど。

時間とか詳細は、また。

(保護者) 細かい情報を、4月1日だけど、31日までは、お便りとかは、市が発行になりますかね。

(市) 3月までは作りますね。4月以降の予定も、3月のお便りには。

- (保護者) 児童票とかは、4月1日までには徴収しないといけないので、その時は連名に。
- (市) 3月便りを2月末に出しますから、その下の方に、法人さんからの連絡事項というのを作らせていただいて、4月以降の流れについては、そこで周知をしていただくのがいいですかね。
- (市) 3月便りを2月末に出しますから、そこには乗っている。
- (保護者) もちろん、載せるのだけど、その前に、書類の変更についての周知文を、早々に出してもらおう。
だから、二重三重でチェックできるように。
- (市) それは、市から方から。
- (保護者) お迎えに行くのに、4月までの間に、お迎えに来る子どもさんとの顔合わせをしてほしいの文章であるとか、4月以降からの主食費はゆうちょ銀行からの引き落とし、または、手渡しになりますという部分の確認事項、あと、単発的な延長保育料は手渡しとか、そういうのを、早々に、とりあえずは、周知文を、役所の方から出してもらおうということですね。
- (市) 今までは、ここで言ったらあれですけど、民対さんが決定事項と、三者協議会の中で、それを周知していて、あとは法人さんがされた分を、やはり、3月31日までの責任というところで市がする。
その中で、法人さんがどういうところを変更、法人さんの書きぶりといったらおかしいけど、そういうところの部分は大切に、こちらは。
- (市) 通知文は、市の方で作りますけど、例えば、各様式とかあるじゃないですか。
それについては、こういう意味で、こういう目的で、こういうふうに変更しますというのは、ちょっと、作っていただいて、それを付けて、全戸配布するような形で。
ちょっと、その辺は、法人さんとも詰めさせていただきます。
- (議長) 一定、最後の、「確認事項」のところまではいけませんでしたがけれども、法人さんからのお願いのところ、項目8番、追加のアルコール消毒も含めて、今、終わらせていただきました。
ちょっと、時間も押してしまって、大変申し訳ありません。
本日の三者協議会については、これで、一旦、締めさせていただきます。
- (保護者) すいません、1月23日の食育集會に、法人さんの栄養士さんが来られましたよね。

(法 人) はい。〇〇ですか。

(保護者) 〇〇さん。

12月の時に、これも、また、議事録には載ってないのですけれども、栄養士と看護師は、決まったら紹介させていただきますというふうに言っておられたのですが、栄養士さんと看護師さんの紹介は、3月にしてくれるのですか。

(法 人) 今、栄養士というより、調理師さんを置くということで、考えているのですが。

(保護者) じゃあ、栄養士は。

(市) 12月の議事録には、栄養士さんは、ここには配置しないです、法人さんの中に1人ということだとおっしゃっています。

看護師については、配置していただくことになりますので、紹介を、また、していただくということで。

(保護者) 3月の時に、紹介をしていただける。

(法 人) はい。

(保護者) じゃあ、今後、食育集会をやっていただくということで、その栄養士さんが、今回、1月23日に来られた栄養士さんがやるのですよね、食育集会。

今後、食育集会に、その先生が主に出てやってくれるのであれば、3月の三者の時に、栄養士さんと、新看護師さんの紹介をしていただきたいのですが、よろしいですか。

(法 人) それでもいいし、あと、調理師さんも、できたら連れて行きたいですね、常時いる調理師さんも。

(保護者) 常時いる調理師さんも、紹介していただける。

(法 人) はい、そうですね。

今、もう研修しています。看護師さんも、両方とも。

(保護者) よろしくお祈りします。

(法 人) 食育集会に、主に、子どもの前で、何かお話するっていう栄養士ってことですね。

(保護者) 栄養士さんがするのですよね。

(法 人) する者を連れてきたらいいってことですね。

(保護者) そうですね、急に、ここの調理場にもいない人が、急に来ても、誰ですかっていう話になるので。

(法 人) でも、〇〇は法人の栄養士の中心的で、色々行っているんで、できれば〇〇が、食育とか、そういうのをメインでさせて、あと、ここ専任の調理師さんというのは、調理師さんで、また別で付けよう

と思っているので、それはそれでいますので、できたら、その調理師さんも、別に、食育のことができない訳ではないのですけれども。

(保護者) 主にされるということであれば。

(法人) 2人とも、できたら連れてきてもいいと思いますね。
業務の関係で、連れて来ることが出来るのであれば。

(保護者) よろしく申し上げます。

(議長) それでは、これで三者協議会の方を終わらせていただきます。
本日は、長時間にわたりまして、ありがとうございました。